

君津郡市広域市町村圏事務組合の概要

令和2年度



君津郡市広域市町村圏事務組合

ホームページアドレス

<http://www.kouiki-kimitsu.jp>

メールアドレス

mailbox@kouiki-kimitsu.jp

も く じ

1	設立の背景	1
2	設立の経緯	1
3	設立の目的	1
4	共同処理する事務	1
5	事務所の位置	2
6	組合議会	2
7	執行機関	3
8	財務	4
(1)	予算	4
(2)	負担金割合	4
(3)	負担金額	4
9	共同処理事務	5
(1)	広域事務の調整及び推進	5
(2)	養護老人ホーム（天羽養護老人ホーム）の設置及び管理	5
(3)	児童発達支援センターの設置及び管理運営	5
(4)	救急急病医療事業	6
①	君津郡市夜間急病診療所	6
②	第2次救急医療施設	6
(5)	関係市の職員研修	6
(6)	社会福祉法人の認可・指導監査等	6
(7)	水道管理業務	6
(8)	小規模水道業務	7
別表	令和元年度職員共同研修状況	8

君津郡市広域市町村圏事務組合の概要

1 設立の背景

(1) 昭和44年5月28日

自治省から広域市町村圏構想として「広域市町村圏振興整備措置要綱」が発表された。

(2) 昭和44年7月31日

千葉県知事から君津郡市を前述の要綱による広域市町村圏と設定された。

なお、前述の要綱は、平成21年3月31日をもって廃止された。

2 設立の経緯

昭和44年10月15日（50年経過、1市9町2村）

木更津市、袖ヶ浦町、平川町、富来田町、小櫃村、上総町、君津町、小糸町、清和村、富津町、大佐和町及び天羽町の12市町村により、地方自治法第284条第2項に基づく一部事務組合である君津郡市広域市町村圏事務組合を設立した。

その後、市町村合併が行われ、構成団体は木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市の4市となった。

圏域面積 758.22k㎡（令和2年1月1日現在）

（「令和2年全国都道府県市区町村別面積調」国土交通省国土地理院）

人 口 327,217人（令和2年4月1日現在「住民基本台帳人口」）

3 設立の目的

地域社会の変ぼうに伴う行政の広域化に対処し、圏域の均衡ある発展を期するため、規約に定める事務を共同処理する。

4 共同処理する事務（規約に定める事務）

- (1) 関係市の広域事務の調整及び推進に関すること。
- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第3項に規定する養護老人ホームの設置及び管理に関すること。
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づき児童発達支援センターの設置及び管理運営に関すること。
- (4) 救急急病医療事業に関すること。
- (5) 関係市の職員の共同研修に関すること。
- (6) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第30条第1項第1号に規定する所轄庁が行うこととされている事務に関すること。

(7) 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第6項に規定する専用水道及び同条第7項に規定する簡易専用水道に係る次に掲げる事務及びこれらに付随する事務に関すること。

ア 専用水道の布設工事の設計の確認

イ 専用水道の給水開始の届出受理

ウ 専用水道の業務委託の際の届出受理

エ 専用水道の施設基準及び簡易専用水道の管理基準に係る改善の指示及び給水停止命令

オ 専用水道及び簡易専用水道の設置者からの報告徴収及び施設の設置場所への立入検査

(8) 飲用井戸等衛生対策要領（昭和62年厚生省生活衛生局長通知）の対象施設に係る衛生確保対策に関すること。

5 事務所の位置

〒292-0832

千葉県木更津市新田3丁目2番27号

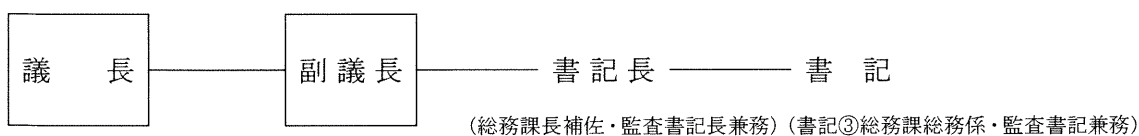
6 組合議会

・議員定数 12人（関係市の市長、議長及び議会選出議員。ただし、市長が管理者又は副管理者に選任されている市は、副市長）

・議会の職員

定数 1人

現職員数 1人（うち1人は関係市からの派遣職員）



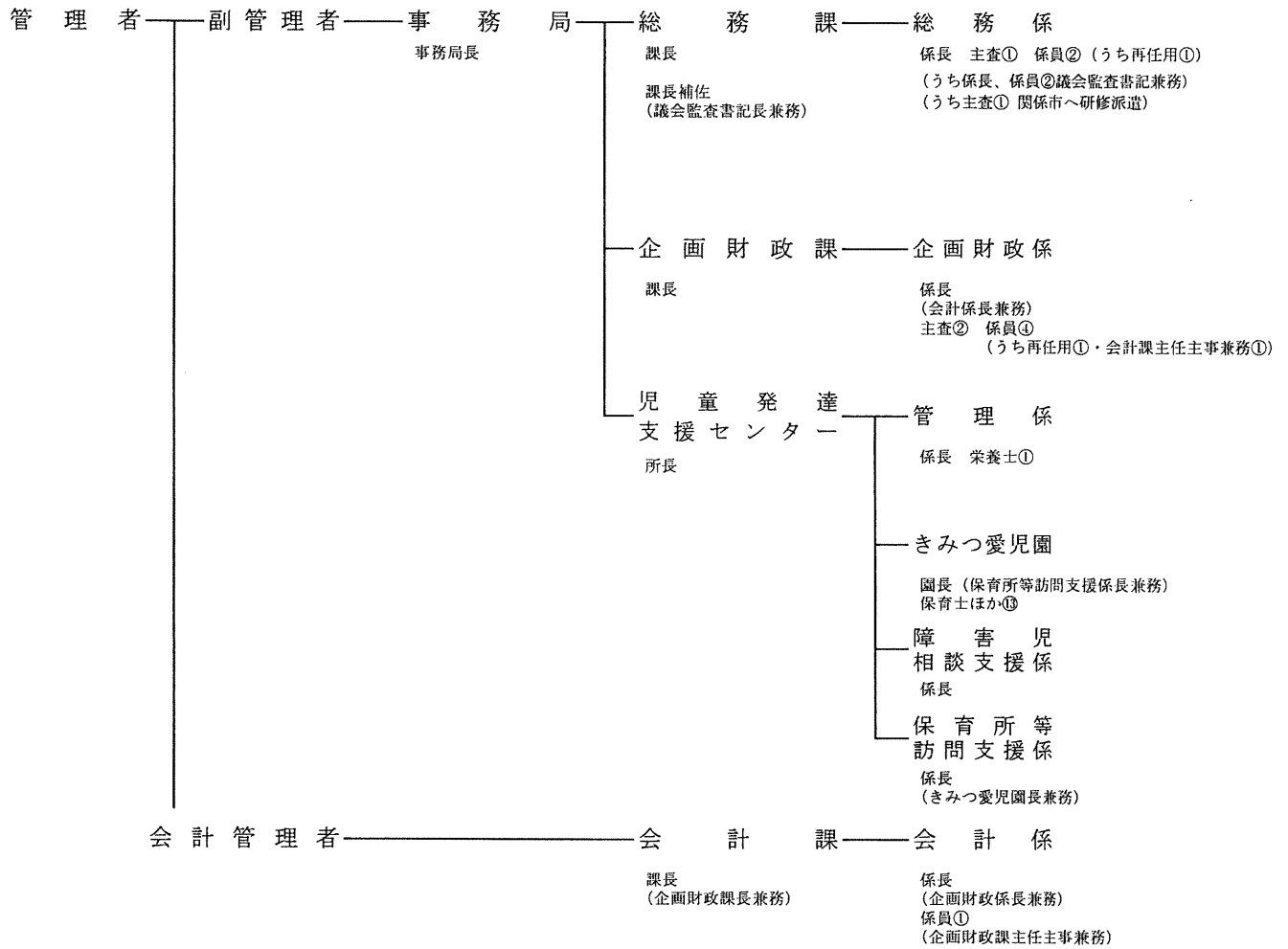
○ 定例会 年2回（2月、8月）

7 執行機関

- ・管理者、副管理者
- ・管理者の事務局の職員

定 数 62人

現職員数 30人（うち9人は関係市からの派遣職員）



○ 監査（委員2人）

監査委員 ————— 書記長 — 書記

(総務課長補佐・議会書記長兼務) (書記③総務課総務係・議会書記兼務)

- 定期監査 1回/年(10月)
- 財政援助団体等監査 1回/年(10月)
- 決算審査 1回/年(7月)
- 例月出納検査 4回(4月、7月、10月、1月)

8 財 務

(1) 予 算

令和2年度一般会計当初予算

区 分	当初予算額 (単位：千円)	共同処理する事務区分
1. 議会費	11,022	
2. 総務費	137,518	(1) (5)
3. 民生費	613,070	(2) (3) (6)
4. 衛生費	234,161	(4) (7) (8)
5. 予備費	10,000	
合 計	1,005,771	

(2) 負担金割合

○ 組合同規約第11条第2項

均等割 負担金総額の100分の30

人口割 負担金総額の100分の70 (前年度8月1日現在千葉県毎月常住人口による)

○ 組合同規約第11条第3項

特別の事情があるときは、組合同議会の議決を経て定める負担方法により、関係市に分賦することができる。

(夜間急病診療所分……均等割20%、人口割20%、利用割60%)

(二次待機施設分……均等割20%、人口割50%、地域割30%)

(3) 負担金額 (令和2年度当初予算)

(単位：千円)

区分	団体名	木更津市	君津市	富津市	袖ヶ浦市	計
一般分		34,309	23,658	15,724	19,651	93,342
法人指導監査業務費分		4,619	3,185	2,117	2,645	12,566
児童発達支援センター管理運営費分		41,847	28,856	19,180	23,968	113,851
養護老人ホーム管理運営費分		22,640	15,611	10,377	12,967	61,595
水道管理業務費分		1,035	713	474	593	2,815
夜間急病診療所分		11,890	5,053	2,800	4,588	24,331
二次待機施設分		69,283	45,639	27,947	33,491	176,360
小 計		185,623	122,715	78,619	97,903	484,860
老人福祉施設整備負担金		86,850	59,888	39,806	49,744	236,288
合 計		272,473	182,603	118,425	147,647	721,148
令和元年8月1日現在 千葉県毎月常住人口 (人)		135,655	82,745	43,336	62,839	324,575

9 共同処理事務

(1) 広域事務の調整及び推進

- ① 関係市長会議
- ② 関係市担当部（課・係）長会議
- ③ 関係市企画・財政担当者会議（関係市の企画・財政担当職員・組合企画財政課長）
- ④ 社会福祉対策委員会（関係市の長が推薦した福祉事務職員・組合事務局長）

(2) 養護老人ホーム（天羽養護老人ホーム）の設置及び管理

老人福祉法に基づく養護老人ホームで、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者をその者の住所を有する各市町村の入所判定委員会の審査を経て入所させ、日常生活上の必要なサービスを提供する施設である。

所在地 富津市竹岡982番地の1

開所日 昭和54年7月1日

敷地 4,451.53㎡

建物 2,573.89㎡（鉄筋コンクリート造陸屋根、地下1階、地上3階建）

入所定員 50人（令和2年4月1日現在：入所者数45人、男25人、女20人

平均年齢81.9歳、最高齢者99歳）

指定管理 平成23年度より指定管理者（社会福祉法人あたご会）が管理運営している。

(3) 児童発達支援センターの設置及び管理運営

児童福祉法に基づく福祉型児童発達支援センターとして、児童発達支援、保育所等訪問支援及び障害児相談支援を行う施設である。

児童発達支援は、発達に不安や遅れのある就学前の子どもを対象に、集団や個別での日常生活動作や機能訓練を行い、家庭や社会でより良い生活が送れるように支援を行っている。

保育所等訪問支援は、保育所やその他児童が集団生活を営む施設に通う障害児に対して、当該施設を訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行っている。

障害児相談支援は、障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助を行っている。

所在地 君津市外箕輪1041番地

開設日 昭和51年9月1日

敷地 4,386.24㎡

建物 1,429.73㎡（鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建）

入園定員 60人（令和2年4月1日現在：入園児童数47人、男36人、女11人）

職員数 30人（令和2年4月1日現在：会計年度任用職員12人含む。）

(4) 救急急病医療事業

① 君津郡市夜間急病診療所

地域住民の生命を守るため、夜間における急病患者に対し初期医療を行う施設として夜間急病診療所を開設し、君津木更津医師会に医療業務を委託している。

所在地 木更津市中央1丁目5番18号（旧木更津市保健相談センター内）

開設日 昭和50年9月1日

診療時間 毎日20時～23時（12月31日～1月3日 9時～17時）

内科、小児科

診療科別患者数（令和元年度）

診療科目	内科	外科	小児科	その他	合計
患者数（人）	2,013	2	2,078	0	4,093

② 第2次救急医療施設

初期医療行為の結果、直ちに入院治療を必要とする救急患者の治療を行う施設として、待機施設を設けている。内科系、外科系で、12施設の医療機関が輪番制により行っている。

診療時間 毎日18時～翌朝8時

日曜日、休日、12月29日～1月3日 8時～18時

診療科別患者数（令和元年度）

診療科目	内科	外科	整形外科	その他	合計
患者数（人）	3,674	2,077	2,134	180	8,065

(5) 関係市の職員研修

複雑かつ多様化している現代社会において、職務を遂行するために必要な知識、技能、態度等を習得、向上させる目的で関係市職員等を対象として共同研修を実施している。

令和元年度職員共同研修状況（別表・8ページ参照）

(6) 社会福祉法人の認可・指導監査等

関係市に主たる事務所を置く社会福祉法人のうち、その事業を当該市でのみ行うものについて、社会福祉法に基づく社会福祉法人の認可及び指導監査等に関する事務を組合が所轄庁として行っている。

・所管法人数 35法人

・社会福祉法人指導監査実施件数 25法人

・社会福祉法人定款変更認可等 16件

(7) 水道管理業務

水道法（昭和32年法律第177号）第3条に基づく専用水道（第6項）及び簡易専用水

道（第7項）の各種専用水道の申請書の受理及び審査並びに水道施設の立入検査を実施し、飲料水の汚染防止や適正な維持管理の指導等の業務を行っている。

○各種専用水道施設立入検査実施回数

①専用水道（立入検査）

木更津市	29	施設
君津市	21	施設
富津市	8	施設
袖ヶ浦市	14	施設
計	72	施設

②小規模専用水道（立入検査）

木更津市	1	施設
君津市	4	施設
富津市	3	施設
袖ヶ浦市	1	施設
計	9	施設

(8) 小規模水道業務

水道法等で規制を受けない井戸等について総合的な衛生確保を図るため、組合小規模水道条例の規定により小規模水道等の施設の立入検査等を実施し飲料水の汚濁防止や適正な維持管理の指導等の業務を行っている。

①簡易専用水道（検査機関による代行検査）

木更津市	141	施設
君津市	96	施設
富津市	58	施設
袖ヶ浦市	59	施設
計	354	施設

②小規模簡易専用水道（設置者による自主点検及び結果報告）

木更津市	34	施設
君津市	25	施設
富津市	18	施設
袖ヶ浦市	13	施設
計	90	施設

(別表)

令和元年度職員共同研修状況

区分 課程	目 標	対 象 者	回 数 日 時	実 施	修 了 者
新規採用 職員研修	公務員としての必要な基礎的知識を養う。	新規採用者	1回 4日 24時間	10月	110人
初級職員 研 修	制度科目及び演習を中心に、初級職員としての知識、技能を習得し、職務に必要な判断力と表現力を養う。	採用後、初級採用5年以上、中級採用3年以上、上級採用2年以上の在職年数が経過した者	1回 3日 18時間	11月	113人
中級職員 研 修	広範囲な行政視野を深め、多角的な考察力と判断力を養う	採用後、初級採用8年以上、中級採用6年以上、上級採用4年以上の在職年数が経過した者。ただし、原則として役付職員を除く。	1回 3日 18時間	7月	104人
接遇研修	公務員として、日常職務の心得及び態度を理解するとともに、接遇の重要性を認識し、併せてその技術を習得する。	採用後5年以上の者	1回 1日 5時間	5月	79人
JST 基 本 研 修	仕事と人のマネジメントの原理・原則を修得するとともに、メンバーを率いて組織目標を達成する自立的なリーダーとなるためのマネジメント・リーダーシップ・コミュニケーション能力を養い実践力のかん養に資する。	係長職として経験年数3年以内の者	2回 3日×2回 =6日	7月、 11月	1次20人 2次17人 合計37人
課長補 佐 研 修	課長補佐（相当職を含む。）の職にある職員について、その職務遂行にあたって期待される視野、識見と管理能力を養い、併せて職務執行者としての実践力のかん養に資する。	課長補佐の職にある者	1回 3日 18時間	2年 1月	49人
管 理 職 研 修	管理監督者として求められている、ハラスメントの防止策及びメンタルヘルスラインケアの基本的知識を習得し、よりよい職場環境を醸成する。	管理職の職にある者	1回 1日 6時間	5月	42人

※ 初級採用、中級採用及び上級採用にあたっては相当採用を、係長、課長補佐は相当職を含む。